

根拠法	危政令	根拠条文	第 17 条第 2 項	処分権者	消防長
-----	-----	------	-------------	------	-----

第 1 4 屋内営業用給油取扱所

1 屋内給油取扱所の定義

(1) 屋内給油取扱所とは、次に掲げるものをいう。

ア 建築物内に設置するもの (危政令第 17 条第 2 項)

イ 給油取扱所の上屋等の面積が、給油取扱所の空地面積の 3 分の 1 を超えるもの (危規則第 25 条の 6)

(2) 危規則第 25 条の 6 に規定する「給油取扱所の用に供する部分 (床又は壁で区画された部分に限る。) には、油庫、コンプレッサー室等も含まれるものであること。 (平成 6 年 3 月 11 日消防危第 21 号通知)

2 共通基準

屋外営業用給油取扱所の基準の例によるほか、次によること。(ろ)

(1) 屋内給油取扱所を設けることができる建築物の用途

ア 屋内給油取扱所は、病院、老人福祉施設その他政令別表第 1(6) 項に掲げる用途に供する部分を有する建築物には設置できないものであること。この場合において、事務所等の診療室等で給油取扱所以外の用途部分の主たる用途に供される部分に機能的に従属していると認められるものは、当該主たる用途に含まれるものであること。 (平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号通知)

イ 屋内給油取扱所の上部に、屋根のない貸駐車場を設けても差し支えないものであること。 (平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑)。

(2) 給油取扱所に係る床面積の制限 (昭和 62 年 4 月 28 日消防危第 38 号通知)

建築物内に設置する給油取扱所に係る床面積の算定は、給油取扱所の業務を行うための事務所、店舗等及び整備作業場の用途に係る部分に相当すると認められる部分 (壁によって区画されている部分に限る。) の床面積の合計とするものであること。

(3) 自動火災報知設備その他の設備

ア 危規則第 25 条の 7 に規定する「屋内給油取扱所で発生した火災を建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分に自動的に、かつ、有効に報知できる自動火災報知設備その他の設備」とは、一般的に自動火災報知設備をいうものであること。

(平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑)

イ 危規則第 25 条の 7 に規定する「屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分」とは、危規則第 25 条の 4 第 1 項各号に掲げる用途以外の部分をいうものであること。

(平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑)

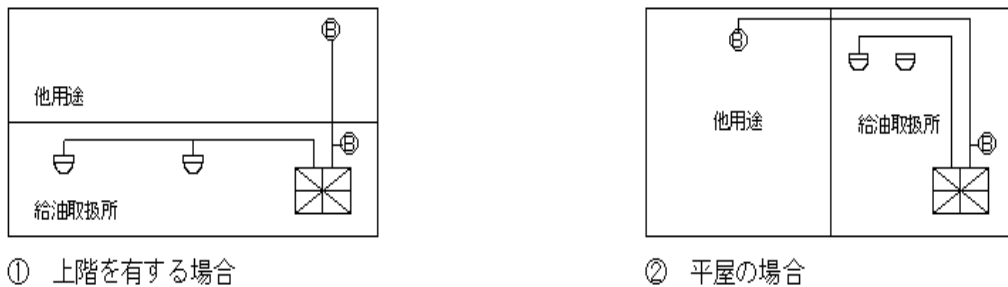
ウ 他用途部分を有しない屋内給油取扱所 (一方のみが開放されているものを除く。) にあっては、自動火災報知設備その他の設備を設ける必要はないものであること。

エ 危規則第 25 条の 7 に規定する「自動火災報知設備その他の設備」は、建築物の他用途部分で発生した火災を給油取扱所の用に供する部分に報知できなくても差し支えないものであること。(平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑)

オ 一方のみが開放された屋内給油取扱所又は上部に上階を有する屋内給油取扱所にあつては、面積等その規模にかかわらず自動火災報知設備の設置が必要であること。(平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑)

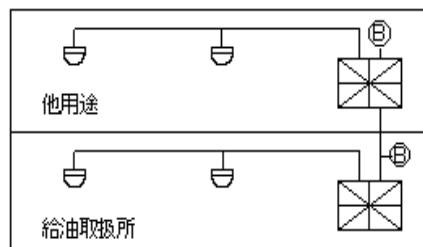
カ 自動火災報知設備の技術上の基準は、「第 2 2 警報設備」によるほか、次によること。

(ア) 他用途部分に自動火災報知設備が設置されていない場合は、給油取扱所に設けられた自動火災報知設備と連動して作動する地区音響装置を施行規則第 24 条第 5 号の例により設置すること。(平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑)



第14-1図 他用途に自動火災報知設備が設置されていない場合の例

(イ) 他用途部分に自動火災報知設備が設置されている場合は、給油取扱所の受信機と他用途部分の受信機とを接続し、地区音響装置を兼用して差し支えないものであること。(平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑)



第14-2図 他用途に自動火災報知設備が設置されている場合の例

- (ウ) 給油取扱所の受信機を他用途部分の受信機と兼用し、給油取扱所の受信機を省略することはできないものであること。(平成元年5月10日消防危第44号質疑)
- (エ) 受信機を他用途部分に設けず給油取扱所に設けて兼用する場合は、差し支えないものであること。(平成元年5月10日消防危第44号質疑)
- (4) 簡易タンク
屋内給油取扱所には、簡易タンクの設置は認められないものであること。(平成元年3月3日消防危第15号通知)
- (5) 通気管
ア 危規則第20条第5項に規定する「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」とは、換気のよい自動車等の出入口付近の場所をいうものであること。(平成元年3月3日消防危第15号通知)
イ 危規則第25条の10第3号に規定する上階への延焼を防止するために設けられたひさしを貫通する場合は、当該貫通部について埋戻し等の措置を講ずる必要があること。(平成元年5月10日消防危第44号質疑)
- (6) 専用タンクの過剰注入防止設備
危政令第17条第2項第4号に規定する「専用タンクに設ける危険物の過剰な注入を自動的に防止する設備」は、専用タンクの直上部又は注入管の途中に設けることとし、次のものが該当すること。(平成元年5月10日消防危第44号質疑)。
ア 専用タンクの容量以下に設定された量(設定量)の危険物が注入された場合にタンク内に設置されたフロートの作動により注入管を閉鎖する機構を有するもの
イ 設定量の危険物が注入された場合に液面測定装置等と連動して注入管に設けられたバルブを自動的に閉鎖する機構を有するもの
- (7) 他用途又は本店事務所等との区画
危政令第17条第2項第5号及び第6号の「開口部のない耐火構造の床又は壁で他の部分と区画」とは、政令第8条に規定する区画と同等以上のものであること。
- (8) 本店事務所等
屋内給油取扱所においては、本店事務所等を給油取扱所の範囲に含めるかあるいは他用途部分とするかについては、申請者において選択して差し支えないものであること。(平成元年3月3日消防危第15号通知)
- (9) 可燃性蒸気流入防止措置
危政令第17条第2項第8号に規定する可燃性蒸気流入防止措置は、屋外営業用給油取扱所の例によること。
- (10) へい及び外壁の高さ
給油等の作業場の用途に供する上屋等が、給油取扱所の周囲に設ける防火べい(建築物の外壁を兼ねる場合を含む。)に水平距離で概ね1メートル以内で近接している場合にあっては、当該防火べいは上屋等まで立ち上げ一体とすること。(平成元年3月3日)

消防危第 15 号通知)

この場合、立ち上げた壁体の面が道路境界である場合を除き開口部を設けないこと。

(11) 地階の設置 (平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑) (ろ)

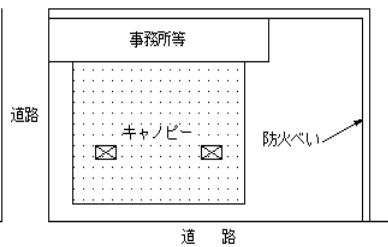
階段等の出入口が事務所等の中に設けられ、可燃性の蒸気の滞留を防止する措置が講じられている場合は、地階を設けて差し支えないこと。

3 二方が開放されている屋内給油取扱所

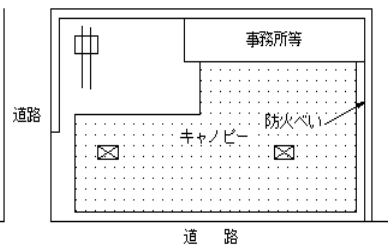
(1) 二方が自動車等の出入する側に面している場合

危政令第 17 条第 2 項第 9 号の「二方が自動車等の出入する側に面するとともに、壁を設けない」とは、給油空地の二方が道路に面し、かつ、給油等の作業場の用途に供する建築物の間口及び奥行以上について、へい又は壁を設けないことをいうものであること。

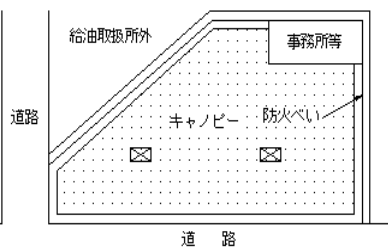
例 1 二方開放型に該当する例



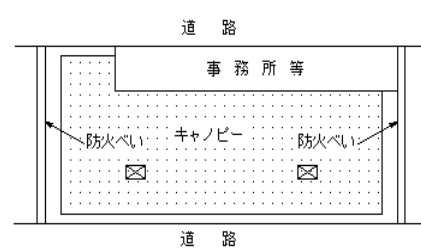
例 2 二方開放型に該当しない例



例 3 二方開放型に該当しない例



例 4 二方開放型に該当しない例



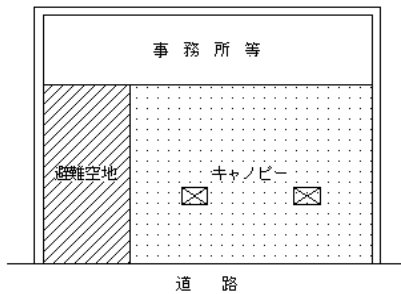
第14-3図 二方開放型該当・非該当の例

(2) 一方が通風及び避難のための空地に面している場合

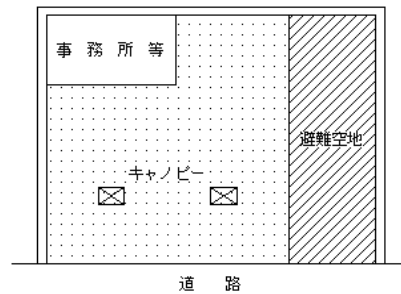
ア 危政令第17条第2項第9号の「通風及び避難のための空地に面するとともに、壁を設けない」とは、給油空地の一方が自動車等の出入する側に面し、もう一方が通風及び避難のための避難空地に面するとともに、給油等の作業場の用途に供する建築物の間口及び奥行以上について、へい又は壁を設けないことをいうものであること。

イ 避難空地に該当するものを第14-4図に示す。(平成元年5月10日消防危第44号質疑)

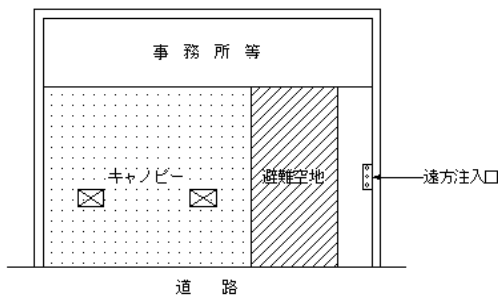
例1



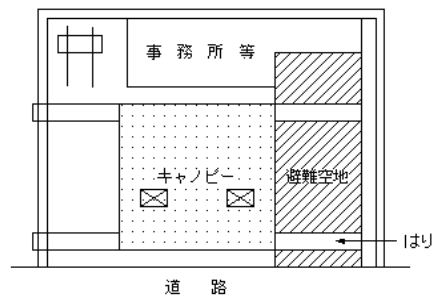
例2 事務所等と接していない場合



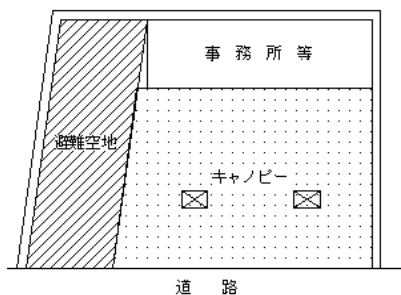
例3 避難空地を給油取扱所の端にとらない場合



例4 避難空地の上方にはりがある場合



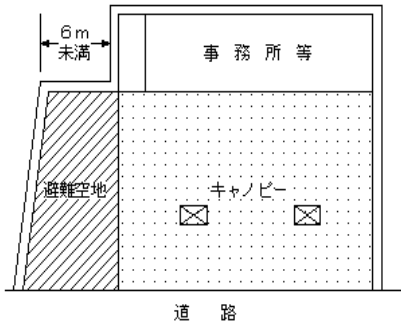
例5 避難空地を斜めにとる場合



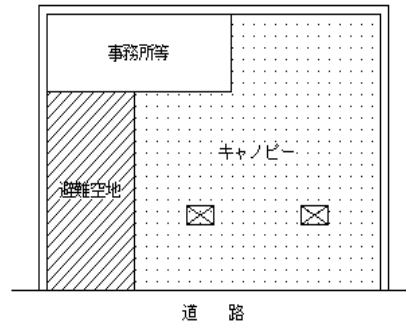
第14-4図 避難空地と認められる例

ウ 避難空地に該当しないものを第14-5図に示す。(平成元年5月10日消防危第44号質疑)

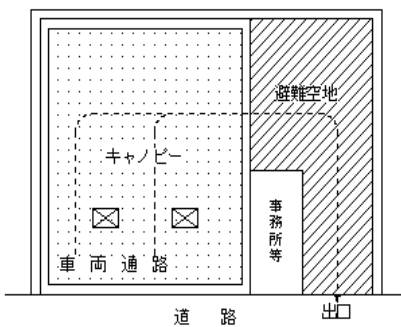
例1 避難空地の間口が不足する場合



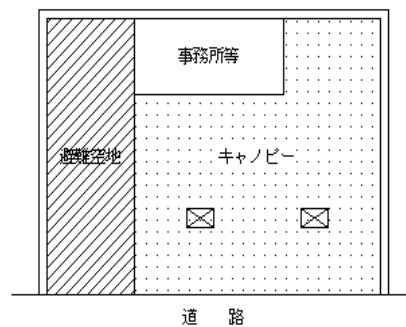
例2 給油等の作業場の奥行きに満たない場合



例3 建築物の裏及び横に避難空地をとる場合



例4



第14-5図 避難空地として認められない例

エ 避難空地は、次によること。なお、危規則第25条の8第1号に規定する「屋外の場所」とは、上屋等一切の建築物が設けられていない場所を指すものであること。

(ア) 避難空地は、給油空地等、整備作業場、洗車作業場及び漏えい局限化設備以外の場所に設けること。

(イ) 避難空地には、漏れた危険物が流入しないように、当該空地と給油空地等、整備作業場、洗車作業場及び漏えい局限化設備との境界には排水溝を設けること。

(ウ) 避難空地内には油分離装置を設けないこと。

(エ) 避難空地の地盤面に「駐停車禁止」の表示が可能で、かつ、漏えいした危険物が当該空地へ流入しない構造とするとともに、避難上支障となる段差を設けない場合は、舗装せず又はアスファルト舗装として差し支えないものであること。(平成元年5月10日消防危第44号質疑)

(オ) 避難空地内には、工作物をはじめ一切の物品の存置は認められないものであること。ただし、次の場合は認めて差し支えないものであること。(平成元年5月10日消防危第44号質疑)

あ 通気管にあっては、通気管の立ち上がり部分が避難空地内になく、避難上支

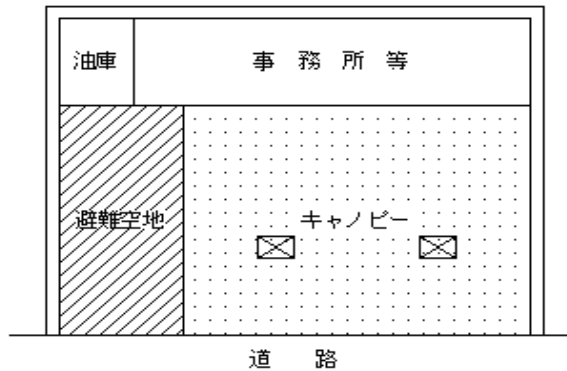
障がない場合

い 専用タンクを埋設する場合（当該避難空地内で移動タンクから注入する場合を除く。）

う 防火べいの上方又は側面に看板を設置する場合（当該避難空地に張り出して設ける場合を除く。）

(カ) 避難空地を給油を受ける自動車等が出入するために供することはできないものであること。

オ 給油等の作業場の用途である油庫の避難空地に面する側の壁に設ける出入口が随時開けることができる常時閉鎖の特定防火設備である場合は、危規則第 25 条の 8 第 2 号の避難空地に係る奥行きの規定について、危政令第 23 条の規定を適用し、認めて差し支えないものであること。（平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑）



第14-6図 避難空地の後方に油庫を設ける場合

4 一方のみが開放されている屋内給油取扱所

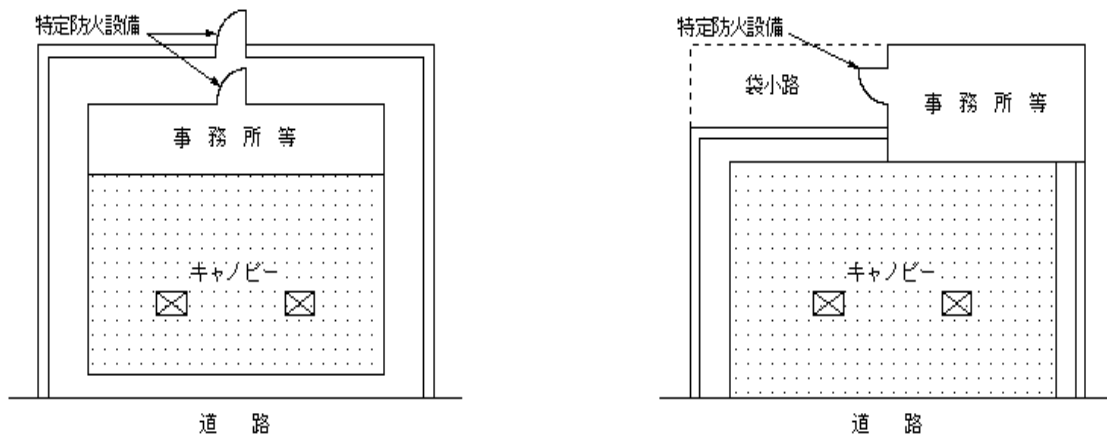
(1) 危規則第 25 条の 9 第 1 号イに規定する避難のための事務所等

ア 「敷地外へ直接通ずる」とは、他用途部分を通ることなく直接避難できることをいうものであること。（平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号通知）

なお、「敷地外」とは、屋外の安全な場所又は道路に通じる通路をいうものである。

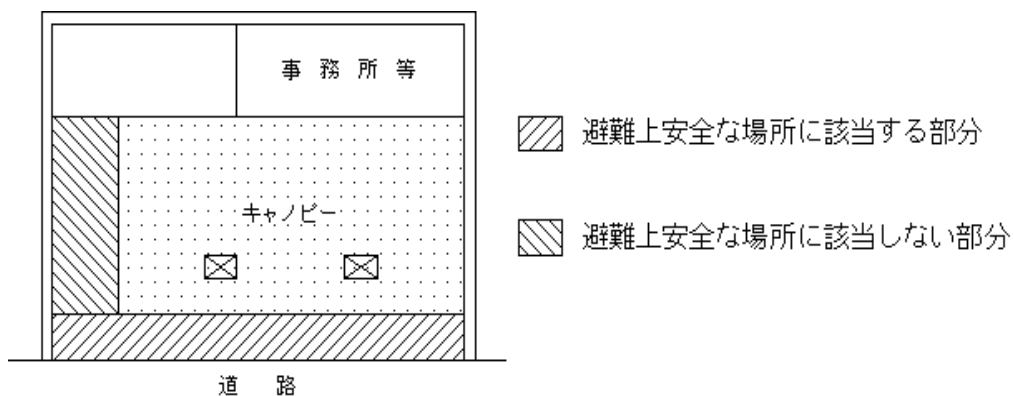
イ 「事務所等」とは、危規則第 25 条の 4 第 1 項第 1 号の 2 から第 4 号までの用途に供する部分をいうものであること。（平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑）

ウ 避難のための事務所等の窓に、はめごろし戸である防火設備を設ける範囲については、当該事務所等の給油空地に面する部分及び危険物を取り扱う室に面する部分とすること。



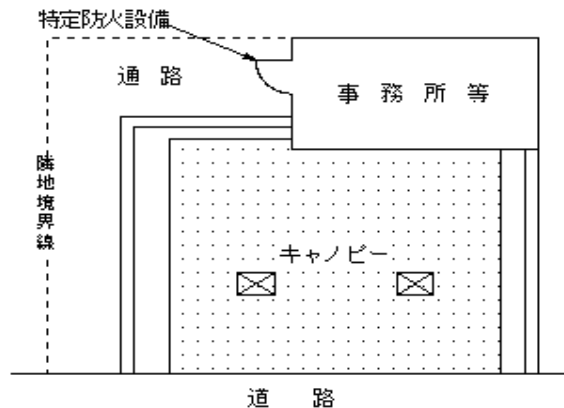
第14-8図 避難口として認められない例

- (2) 危規則第25条の9第1号ロに規定する「屋外の空地」とは、給油等の作業場の用途に供する建築物と道路との間にある空地（一切の建築物が設けられていない場所）をいうものであり、当該建築物が直接道路境界線に接する場合にあっては、道路境界線をいうものであること。（平成元年3月3日消防危第15号通知）



第14-9図 避難上安全な場所の例

- (3) 危規則第25条の9第2号に規定する「避難上支障のある場所」とは、避難のための事務所等の出入口付近のほか、給油等の作業場の用途に供する建築物の自動車等の出入口付近も該当するものであること。
- (4) 危規則第25条の9第3号に規定する「可燃性の蒸気を回収する設備」には、移動貯蔵タンクに専用タンクの可燃性の蒸気を戻すペーパーリカバリー装置、可燃性の蒸気を吸着、凝縮等の方法により回収する設備等があること。（平成元年3月3日消防危第15号通知）



第14-7図 避難口として認められる例

(5) 可燃性蒸気を検知する警報設備

ア 危規則第25条の9第4号に規定する「建築物の第25条の4第1項第3号の用途に供する部分で床又は壁で区画されたもの」には、1面又は2面がシャッターで区画された自動車整備場も該当するものであること。(平成元年5月10日消防危第44号質疑)

イ 危規則第25条の9第4号に規定する「可燃性蒸気を検知する警報設備」とは、可燃性の蒸気の漏えいを検知し、一定の濃度に達した場合警報を発するもので、概ね次の機能を有するものであること。(平成元年5月10日消防危第44号質疑)

(ア) 警報設定値は、設定場所における周囲の雰囲気温度において、概ね爆発下限界の4分の1以下の値であること。

(イ) 防爆性能を有すること。

(ウ) 警報を発した後は、濃度が変化しても、所要の措置を講じない限り、警報を発し続けるものであること。

(エ) おおむね地盤面から15センチメートル以下の可燃性蒸気を有効に検知できる位置に設置すること。

(オ) 受信機の設置場所は、常時従業員等がいる事務所等とすること。

危規則第25条の9第5号に規定する「固定給油設備等に設ける自動車等の衝突を防止するための措置」としては、固定給油設備等を懸垂式のものとする方法、固定給油設備等を金属製のパイプ等で防護する方法、又はアイランドの高さなどを利用して防護する方法などの措置をいうものであること。(平成元年3月3日消防危第15号通知)

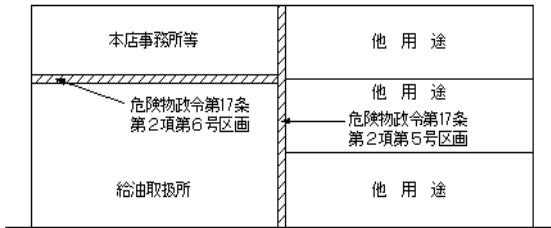
5 上部に上階を有する屋内給油取扱所

(1) 上階がある場合とは

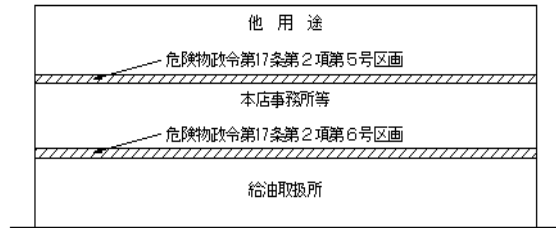
危政令第17条第2項第11号及び危規則第33条第1項第6号に規定する「上部に上階のある場合」とは、給油取扱所の規制範囲に対して上部に上階が全部又は一部有す

るもので、上階の用途が危規則第 25 条の 4 第 1 項で規制されたもの以外の用途であること。この場合、屋根のない駐車場についても上階として取り扱うものであること。(第 14-10 図参照) (平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑)

例 1 「上部に上階がある場合」に該当しない例



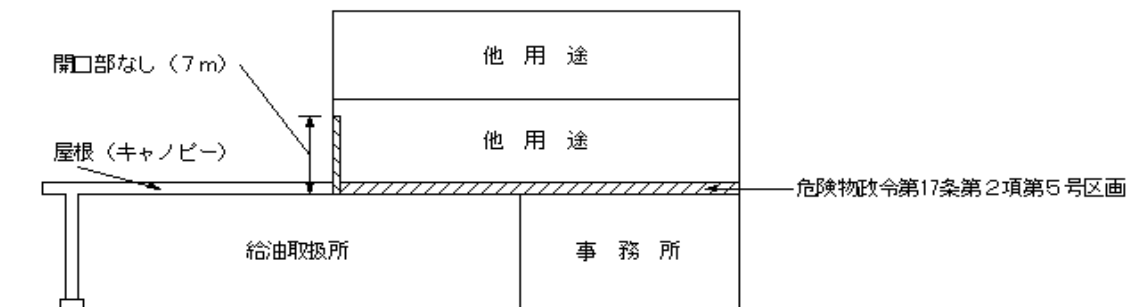
例 2 「上部に上階がある場合」に該当する例



第14-10図

(2) 建築物の屋根の構造

給油取扱所の上部に上階を有する場合は、屋根を耐火構造としなければならないが、上部に上階を有しない屋根（キャノピー）部分であって、危規則第 25 条の 10 第 3 号に規定する屋根又はひさしと兼用しない場合に限り、当該屋根を不燃材料とすることができるものであること。(第 14-11 図参照)



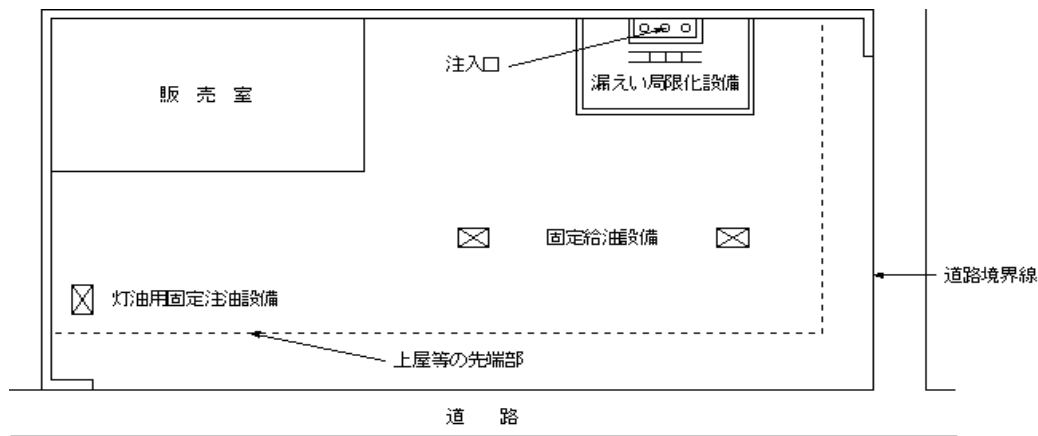
第14-11図

(3) 上部に上階を有する屋内給油取扱所において講ずる措置

ア 注入口等の位置

危規則第 25 条の 10 第 1 号の「上階への延焼防止上安全な建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分」とは、火災が発生した場合、上階への火炎の噴出を防止するため、注入口（漏えい局限化設備部分を含む。）並びに固定給油設備等を建築物内（キャノピーを含む。）の出入口付近以外の場所に設けることをいうものであること。

(第 14-12 図参照)



第14-12図

イ 屋根の構造

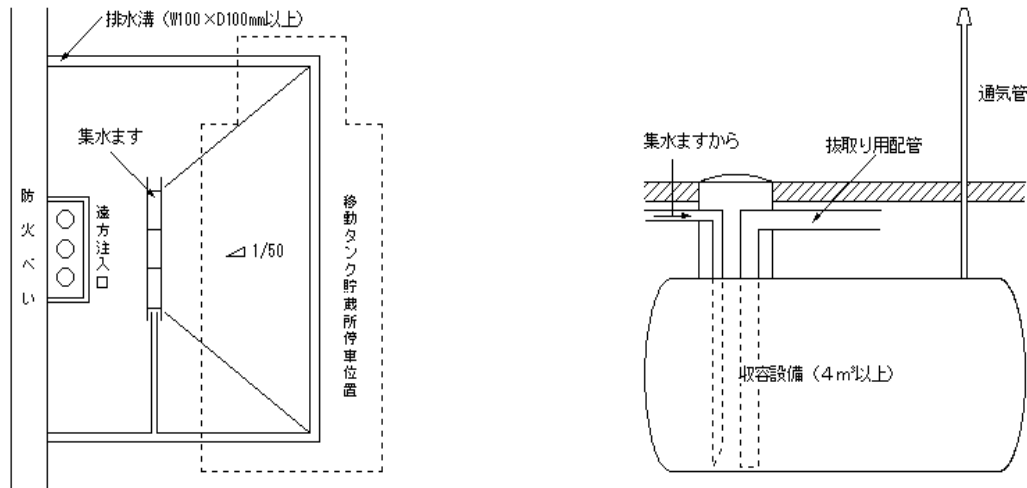
危規則第 25 条の 10 第 1 号の「屋根は上階への延焼防止上有効な幅を有して外壁と接続し、かつ、開口部を有しないもの」とは、屋内給油取扱所の上部の上階に設置されている開口部以上の幅で外壁と接続し、かつ、当該屋根には上部への延焼経路となる採光用の窓等開口部を設けないことをいうものであること。(平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号通知)

ウ 漏えい局限化設備及び収容設備

危規則第 25 条の 10 第 2 号に規定する「漏えい局限化設備」及び収容設備は、次によること。

- (ア) 漏えい局限化設備は、給油空地等の中にその一部又は全部を設けないこと。(平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑)
- (イ) 漏えい局限化設備は、注入口並びに移動タンク貯蔵所の注入ホース及び吐出口の部分から漏えいした危険物を他に拡げないような範囲について設けること。(平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑)
- (ウ) 漏えい局限化設備は、(イ)を満たし、かつ、その漏えい範囲を 15 平方メートル以下に局限化するものである必要があること。(平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑)
- (エ) 漏えい局限化設備は、その周囲に排水溝を設けること。
- (オ) 漏えい局限化設備の地盤面は、集油するため 50 分の 1 程度の勾配とすること。
- (カ) 漏えい局限化設備から収容設備への配管は、直径 100 ミリメートル以上とすること。
- (キ) 漏えい局限化設備には、日常における維持管理のため集水ますを設けるとともに、注入口使用時以外は収容設備への雨水及び可燃性蒸気の流入を防止するため弁等を設けること。なお、弁等のピットのふたは防水型とすること。

- (ク) 収容設備の材質は、金属、コンクリート又はガラス繊維強化プラスチック（FRP）とし、埋設による土圧及び水圧に耐えるものとする。
- (ケ) 収容設備には、通気管及び漏れた危険物の回収用マンホール又は抜取り用配管を設けること。なお、当該収容設備は専用タンク及び廃油タンク等とは兼用できないものであること。



第14-13図 漏えい局限化設備及び収容設備の例

エ 可燃性蒸気を検知する警報設備

危規則第 25 条の 10 第 2 号に規定する「可燃性蒸気を検知する警報設備」は、3 (5) の例によること。

オ 屋根又はひさし（平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号通知）

ひさし等は、次によること。

- (ア) 上階の一部にのみ開口部があっても、給油等の作業場の用途に供する部分の開口部の全面にわたりひさし等を設けること。（平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑）
- (イ) ひさし等は、ベランダ等他の用途としての使用は認められないものであること。
- (ウ) ひさし等は、30 分以上の耐火性能を有するものとする。
- (エ) 上階の外壁から水平距離 1.5 メートル以上張り出したひさし等の設置が困難なものには、基準の特例として、上階の外壁から水平距離 1 メートル張り出したひさし等及び次に掲げるドレンチャー設備を設けることでこれに代えることができるものであること。なお、ひさし等の張り出し長さを 1 メートル未満とすることは、危険物政令第 23 条の規定を適用してもできないものであること。

あ ドレンチャーヘッドは、ひさし等の先端部に当該先端部の長さ 2.5 メートル以下ごとに 1 個設けること。

い 水源は、その水量がドレンチャーヘッドの設置個数に 1.3 立方メートルを乗

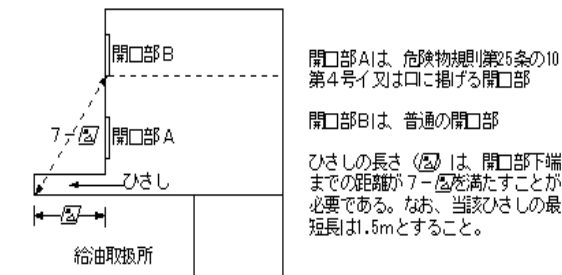
じて得た量以上の量となるように設けること。

う ドレンチャー設備は、すべてのドレンチャーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれのヘッドの先端において、放水圧力が0.3メガパスカル以上で、かつ、放水量が130リットル毎分以上の性能のものとする。

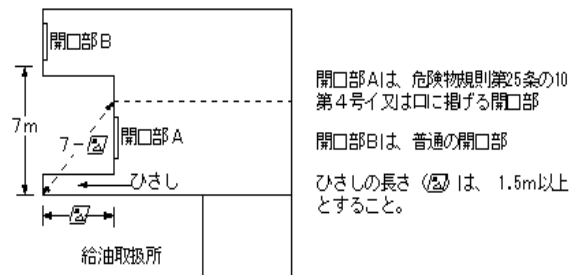
え ドレンチャー設備には、予備動力源を附置すること。(平成元年5月10日消防危第44号質疑)

(オ) ひさし等は、その先端部と給油取扱所の上部の上階の開口部(はめごろし戸の防火設備を設けたもの及び避難対策上危険性が大であると考えられるキャバレー、劇場、百貨店、ホテル等政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供する部分にあつては、延焼防止上有効な措置を講じた開口部を除く。)の間に7メートルから当該ひさし等の張り出しの長さを減じた距離を確保すること。(平成元年3月3日消防危第15号通知)

例1 一般的なひさしの例



例2 延焼のおそれのある範囲以外の部分が張り出している例



第14-14図 ひさし等の設置例

(カ) 危規則第25条第4号の「上階の開口部」とは、建築物の給油等の作業場の用途に供する部分の開口部の直上部をいうものであること。(平成元年5月10日消防危第44号質疑)

(キ) 危規則第25条第4号ロの「延焼防止上有効な措置」とは、JIS R3206で定める「強化ガラス」が温度変化に対し通常有している強度以上の強度を有するものを用いたはめごろし戸を設けたものをいうものであること。(平成元年3月3日消防危第15号通知)

(ク) 屋内給油取扱所の上階に屋根のない駐車場を設けた場合、ひさし等の設置が必要であること。(平成元年5月10日消防危第44号質疑)ただし、建築物の給油等の作業場の用途に供する部分の開口部の上部に、駐車する車両の高さ以上の高さを有する耐火構造の壁を設けた場合にあつては、危政令第23条の規定を適用し、当該ひさし等を設けなくてもよいものであること。(平成2年3月31日消防危第28号質疑)

根拠法	危政令	根拠条文	第 17 条第 3 項	処分権者	消防長
-----	-----	------	-------------	------	-----

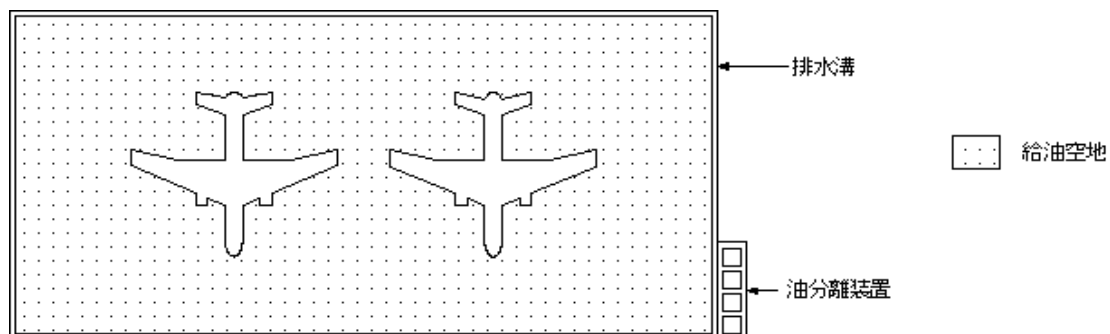
第 15 特殊給油取扱所

1 航空機給油取扱所

航空機給油取扱所とは、飛行場において固定された給油設備（車両に設けられた給油設備を含む。）によって航空機の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う給油取扱所をいい、航空機には自家用の回転翼航空機（ヘリコプター）も含むものであること。

(1) 共通事項

ア 航空機に直接給油するために必要な空地は、給油する航空機の一部又は全部がはみ出たままで給油することのない広さを確保すること。



第 15-1 図 給油空地の例

イ 航空機給油取扱所には、簡易貯蔵タンクは設置できないものであること。（平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号通知）

ウ 屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク及び容量 30,000 リットルを超える地下貯蔵タンクを設置する場合は、航空機給油取扱所の敷地以外の場所に設けるものとし、それぞれ屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所及び地下タンク貯蔵所として許可されたものでなければならないこと。（平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号通知）

エ 危規則第 26 条第 3 項第 3 号に規定する「漏れた危険物その他の液体の流出を防止することができる措置」とは、当該給油取扱所に油流出防止に必要な土のう又は油吸着材等を有効に保有していることをいうものであること。（平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号通知）

オ 航空機給油取扱所の敷地の範囲は、航空機に直接給油するために必要な空地の周囲に設けられた排水溝（油分離装置を含む。）で囲まれた部分をいうものであること。

なお、危規則第 26 条第 3 項第 3 号に規定する「漏れた危険物その他の液体の流出を防止することができる措置」を講ずる場合にあっては、当該措置を講ずる範囲と

すること。

(2) 固定給油設備を用いて給油する航空機給油取扱所

ア 固定給油設備には、専用タンクの配管のほか屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所又は地下タンク貯蔵所の貯蔵タンクの配管を接続できるものであること。(平成元年3月3日消防危第15号通知)

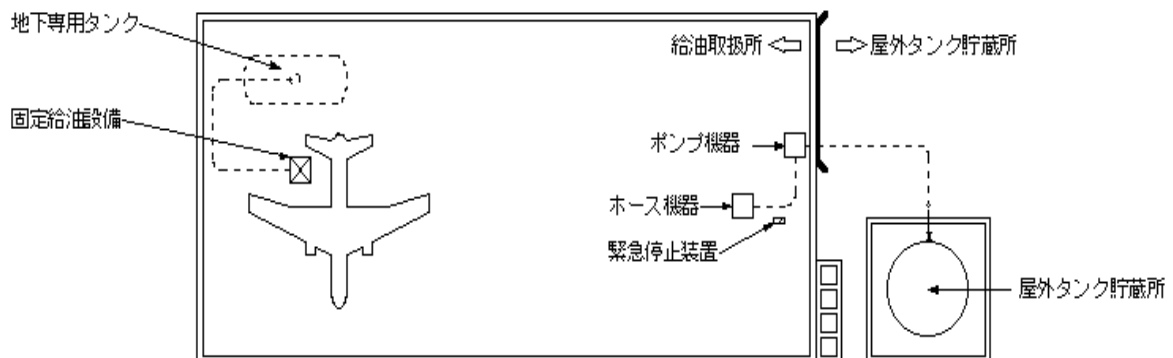
イ 危規則第26条第3項第4号イに規定する「防水の措置」で、ホース機器を設ける箱を鉄筋コンクリート造とする場合は、次によること。

(ア) 箱の底部及び側壁は、エポキシ樹脂又は防水モルタル等で覆うこと。

(イ) 箱の底部と側壁との接合部には、鋼製、合成樹脂製又は水膨張のゴム製の止水板を設けること。

(ウ) 箱のふたは、防水型のものとする。

ウ 危規則第26条第3項第4号ハに規定する「固定給油設備のポンプ機器を停止する等により危険物の移送を緊急に止めることができる装置」とは、ポンプ機器の故障その他の事故により危険物が流出した場合に、ポンプ機器を停止又はポンプ二次側配管を閉止できる装置とし、その操作部を設ける場所は、ホース機器設置場所付近の見やすい位置とし、緊急停止装置である旨の表示等を行うこと。



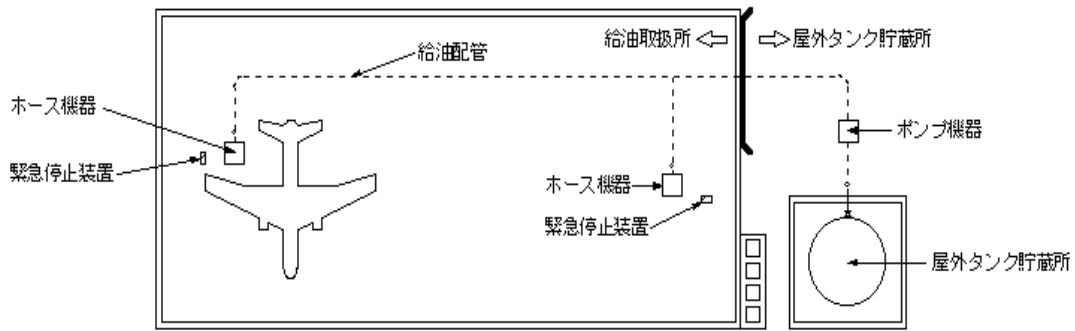
第15-2図 固定給油設備を用いて給油する航空機給油取扱所の例

(3) 給油配管及びホース機器を用いて給油する航空機給油取扱所

(2) の航空機給油取扱所との差異は、ポンプ機器を給油取扱所に設置しているか否かによるものであること。(平成元年3月3日消防危第15号通知)

ア 危規則第26条第3項第5号ハに規定する「防水の措置」は、(2)イの例によること。

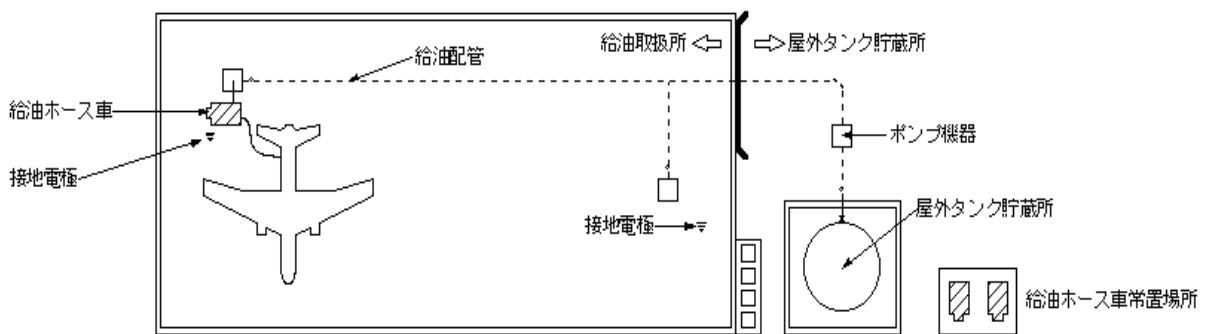
イ 危規則第26条第3項第5号ヘに規定する「ポンプ機器を停止する等により危険物の移送を緊急に停止することができる装置」とは、(2)ウの例によること。



第15-3図 給油配管及びホース機器を用いて給油する航空機給油取扱所の例

(4) 給油ホース車を用いて給油する航空機給油取扱所

- ア 給油ホース車（サービサー）は、航空機給油取扱所の設備であること。
- イ 給油ホース車の位置、構造及び設備の技術上の基準については、移動タンク指針「第4 給油タンク車及び給油ホース車」によること。
- ウ 給油ホース車の常置場所は、航空機給油取扱所の敷地以外の場所とすること。
- エ 危規則第26条第3項第6号へに規定する「静電気を有効に除去するための接地電極」は、屋外タンク貯蔵所の注入口付近に設ける接地電極の例によること。



第15-4図 給油ホース車を用いて給油する航空機給油取扱所の例

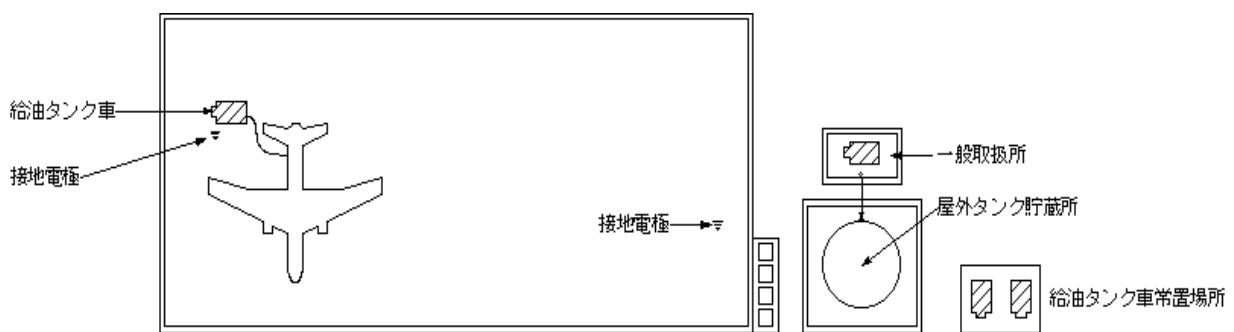
(5) 給油タンク車を用いて給油する航空機給油取扱所

- ア 給油タンク車（レフューラー）は、移動タンク貯蔵所として許可を受けたものであること。
- イ 給油タンク車の常置場所は、航空機給油取扱所の敷地以外の場所とすること。
この場合、給油タンク車に危険物を積載した状態で常置させることはできないが、当該危険物を取り扱うことができる危険物取扱者が、常時監視でき、かつ、危険物の保安の確保を図ることができる状態である場合に限り、当該給油タンク車に危険

物を積載して停車させておくことができること。(昭和52年3月25日消防危第46号通知)
 ウ 給油タンク車のタンクに危険物を充てんする場所は、一般取扱所として許可を受けた場所であること。

なお、航空機給油取扱所の専用タンクからの充てんは、認められないものである。
 したがって、当該航空機給油取扱所の敷地外に設けられた屋外タンク貯蔵所等に隣接して一般取扱所を設ける必要があること。

エ 危規則第26条第3項第7号に規定する「静電気を有効に除去するための接地電極」は、屋外タンク貯蔵所の注入口付近に設ける接地電極の例によること。



第15-5図 給油タンク車を用いて給油する航空機給油取扱所の例

(6) 自衛隊の緊急発進用航空機格納庫に収納されている航空機の燃料タンクに、格納庫外停車している給油タンク車に設けられた給油設備を用いて直接給油を行う施設は、出入りする側に壁が設けられており、政令第17条第2項第9号の規定に適合していないが、次の要件に適合している場合には、政令第23条を適用し、認めて差し支えないこと。(い)

ア 航空機の出入りする側は格納庫の前後に設けることとし、開口率は出入りする側の見付面積のそれぞれ50パーセント以上とすること。

イ 屋外の安全な場所に給油タンク車が停車し、かつ、直接給油するために必要な空地を確保し、当該場所を標示すること。

ウ 第3種泡消火設備又は第3種粉末消火設備（移動式のものを含む。）を格納庫と給油タンク車を包含するように設けること。

エ 自動火災報知設備を設けること。

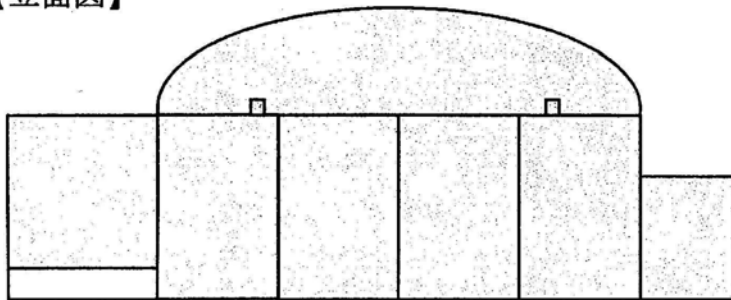
オ 給油作業中は格納庫の前後の航空機の出入りする側をすべて開放状態とすること。

カ 給油タンク車を定められた場所に停車させること。

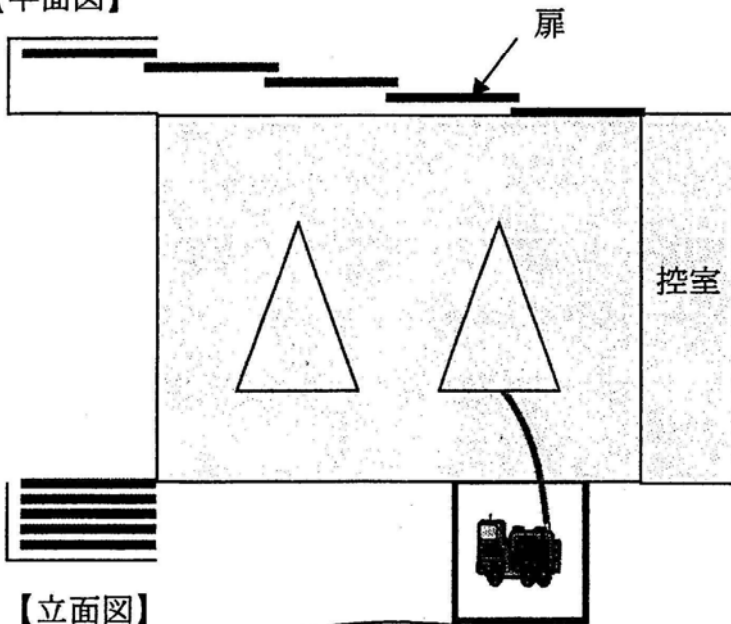
キ 給油タンク車の給油設備により航空機の燃料タンクに危険物を給油するときは当該燃料タンクと給油ホースを緊結すること。

(第15-6図参照) (平成17年12月19日消防危第295号質疑)

【立面図】



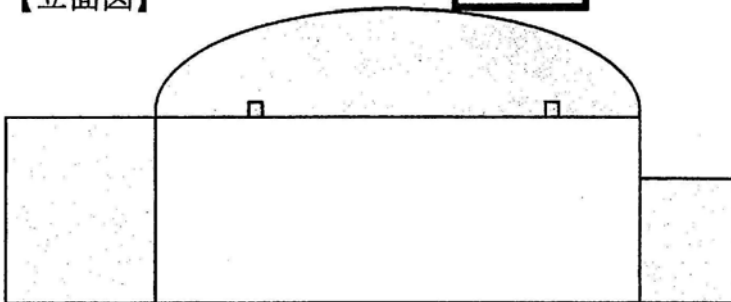
【平面図】



【側面図】



【立面図】



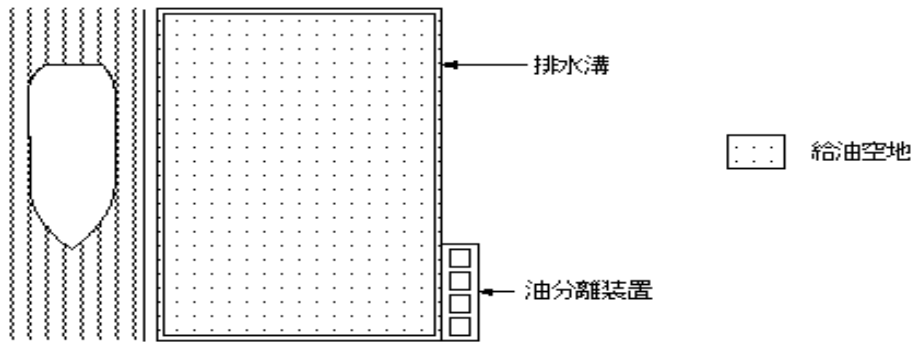
第 15-6 図 (い) 自衛隊の緊急発進用航空機格納庫で給油タンク車に設けられた給油設備を用いて直接給油を行う施設の例

2 船舶給油取扱所

船舶給油取扱所とは、固定された給油設備によって係留された船舶の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う給油取扱所をいい、船舶には、ジェット・スキー、船外機等も含むものであること。

(1) 共通事項

ア 船舶に直接給油するために必要な空地は、固定給油設備、ポンプ機器又はホース機器を設置できる十分な広さを確保すること。



第15-6図 給油空地の例

イ 船舶給油取扱所には、簡易貯蔵タンクは設置できないものであること。(平成元年3月3日消防危第15号通知)

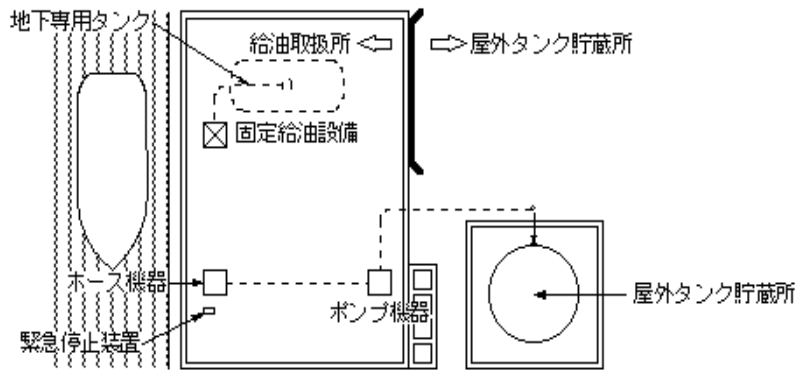
ウ 屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク及び容量30,000リットルを超える地下貯蔵タンクを設置する場合は、船舶給油取扱所の敷地以外の場所に設けるものとし、それぞれ屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所及び地下タンク貯蔵所として許可されたものでなければならないこと。(平成元年3月3日消防危第15号通知)

エ 危規則第26条の2第3項第3号に規定する「漏れた危険物その他の液体の流出を防止することができる措置」とは、当該給油取扱所に油流出防止に必要な土のう又は油吸着材等を有効に保有していることをいうものであること。(平成元年3月3日消防危第15号通知)

なお、油吸着材については、危規則第26条の2第3項第6号に規定する「危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備」としての油吸着材と兼用して差し支えないこと。(平成元年5月10日消防危第44号質疑)

(2) 固定給油設備を用いて給油する船舶給油取扱所

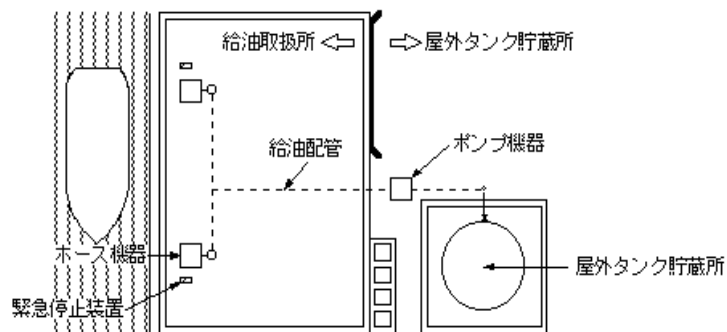
固定給油設備を用いて給油する船舶給油取扱所については、1(2)「固定給油設備を用いて給油する航空機給油取扱所」の例によること。



第15-7図 固定給油設備を用いて給油する船舶給油取扱所の例

(3) 給油配管及びホース機器を用いて給油する船舶給油取扱所

給油配管及びホース機器を用いて給油する船舶給油取扱所については、1 (3)「給油配管及びホース機器を用いて給油する航空機給油取扱所」の例によること。



第15-8図 給油配管及びホース機器を用いて給油する船舶給油取扱所の例

(4) 危規則第26条の2第3項第3の2号に規定する「危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備」は、油吸着材とし、その保有する量は、最大のタンクの容量に応じ、次の表のとおりとすること。(平成20年5月22日消防危第264号通知)

なお、当該船舶給油取扱所に複数の専用タンクがある場合には、最大容量のタンクの容量に応じた量として差し支えないこと。(平成元年5月10日消防危第44号質疑)(ろ)

[第15-1表 油吸着材の保有量](ろ)

保有する油吸着材の量は、次の表の区分に応じた量の油を吸着できるものであること。

専用タンク又は貯蔵タンクの容量の区分	吸着できる油の量
タンク容量 30 キロリットル未満のもの	0.3 キロリットル以上
タンク容量 30 キロリットル以上 1,000 キロリットル未満のもの	1 キロリットル以上
タンク容量 1,000 キロリットル以上のもの	3 キロリットル以上

(5) 給油タンク車を用いて給油する船舶給油取扱所 (イ)

ア 船舶用給油タンク車を給油設備として使用するためには、当該タンク車は、規則第24条の6に規定する技術上の基準をすべて満たしている必要があること。(イ)

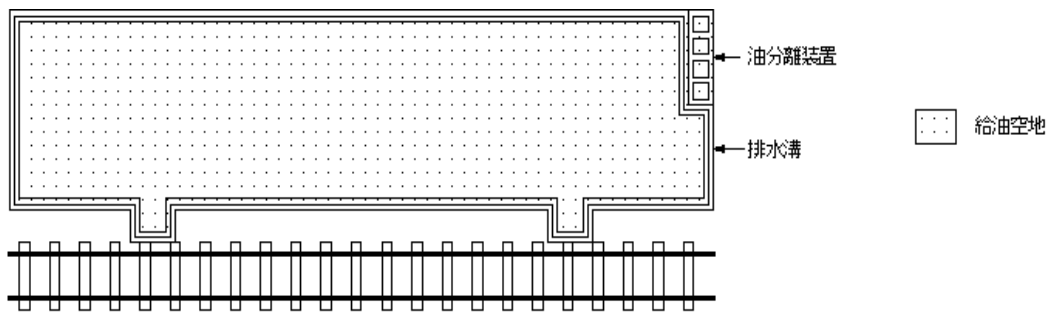
イ 船舶用給油タンク車の給油設備の給油ホース先端部と船舶の燃料タンク給油口を結合する金具は、波による揺動に伴う危険物の漏洩防止を図ることができるものであれば形式は問わないこと。

3 鉄道給油取扱所

鉄道給油取扱所とは、固定された給油設備によって鉄道又は軌道によって運行する車両の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う給油取扱所をいう。

(1) 共通事項

ア 鉄道又は軌道によって運行する車両に直接給油するために必要な空地は、固定給油設備、ポンプ機器又はホース機器を設置できる十分な広さを確保すること。



第15-9図 給油空地の例

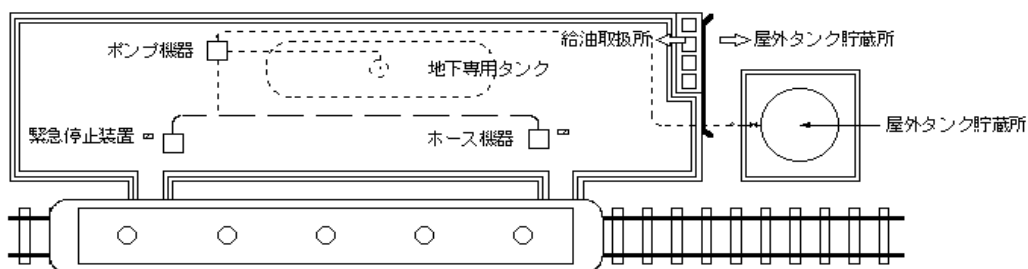
イ

鉄道給油取扱所には、簡易貯蔵タンクは設置できないものであること。(平成元年3月3日消防危第15号通知)。

ウ 屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク及び容量30,000リットルを超える地下貯蔵タンクを設置する場合は、鉄道給油取扱所の敷地以外の場所に設けるものとし、それぞれ屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所及び地下タンク貯蔵所として許可されたものでなければならないこと。(平成元年3月3日消防危第15号通知)

(2) 固定給油設備を用いて給油する鉄道給油取扱所

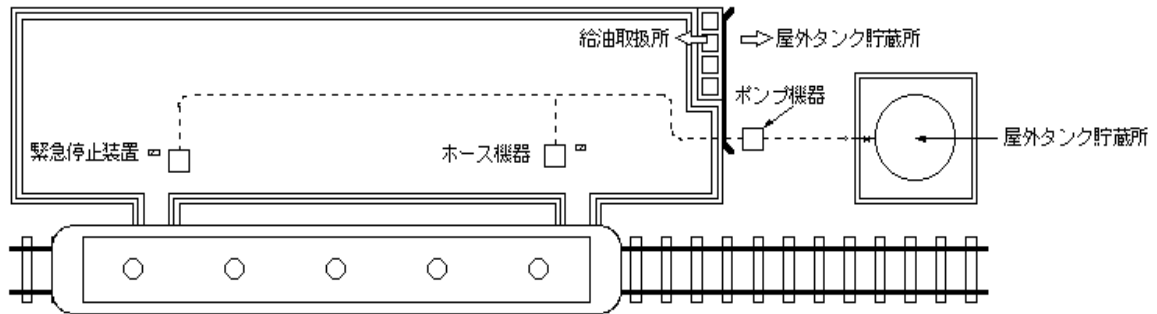
固定給油設備を用いて給油する鉄道給油取扱所については、1(2)「固定給油設備を用いて給油する航空機給油取扱所」の例によること。



第15-10図 固定給油設備を用いて給油する鉄道給油取扱所の例

(3) 給油配管及びホース機器を用いて給油する鉄道給油取扱所

給油配管及びホース機器を用いて給油する鉄道給油取扱所については、1 (3)「給油配管及びホース機器を用いて給油する航空機給油取扱所」の例によること。

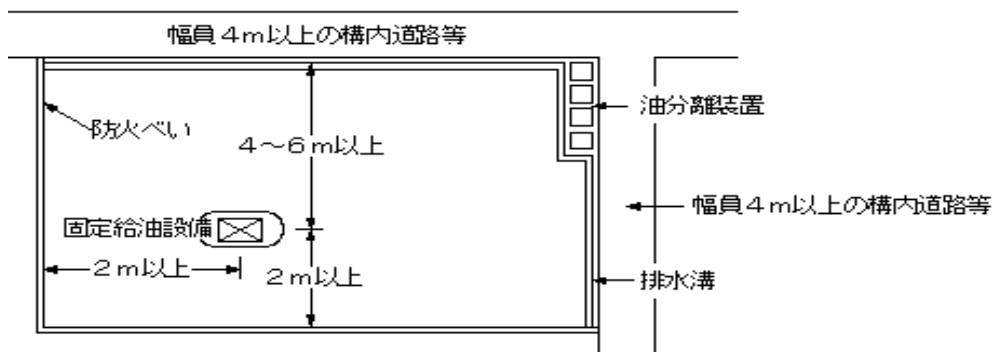


第15-11図 給油配管及びホース機器を用いて給油する鉄道給油取扱所の例

4 自家用給油取扱所

自家用給油取扱所とは、当該給油取扱所の所有者、管理者又は占有者が所有し、管理し、又は占有する自動車等に給油するものをいい、特定の者及び特定の自動車等のみが出入し、給油を受けるものである。

なお、組合により管理運営されるものも含まれるものであること。(昭和58年11月7日消防危第106号質疑)



第15-12図 自家用給油取扱所の例

(1) 給油空地

給油空地は、給油する自動車等の一部又は全部が空地からはみ出たままで給油することのない広さを確保すること。

(2) 自動車等の出入する側

自動車等の出入する側とは、4メートル以上の幅を有する構内道路等に面している側をいうものであること。

(3) 自家用給油取扱所における敷地境界

自家用給油取扱所における敷地境界は、給油空地の設定線とすること。

(4) 灯油の専用タンク

自動車等の暖房用として、自動車に設けられた灯油タンクに給油するため又は関係建築物の暖房のための灯油の専用タンクを設けることができること。

(5) キー式計量機

キー式計量機の設置は、自家用給油取扱所に限り認められるものであること。

5 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所

圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所については、「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」(平成10年3月11日消防危第22号通知)によること。

6 メタノール等の給油取扱所

(1) メタノール等を取り扱う給油取扱所に係る規定の運用について (平成6年3月25日消防危第28号通知)

ア メタノールを含有するものに関する事項

第4類の危険物のうちメタノールを含有するものには、メタノール自動車の燃料として用いられるもののみでなく、メタノール自動車以外の自動車等の燃料として用いられるものも含まれること。

「メタノール」とはメタノール100パーセント(M100)をいい、「これを含有するもの」にはメタノール85パーセントと特殊なガソリン成分15パーセントの混合物(M85)のほか、メタノールが含まれる他の自動車用燃料が該当する。

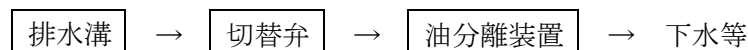
イ 位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項

(ア) 収容設備等

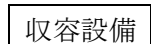
あ 給油空地等の収容設備等

(あ) 排水溝、油分離装置、切替弁及び収容設備は、次のとおりとすること (第15-13図参照)。

- i ii 以外の給油取扱所 (給油空地等の周囲に排水溝、油分離装置、切替弁及び収容設備を設ける給油取扱所)



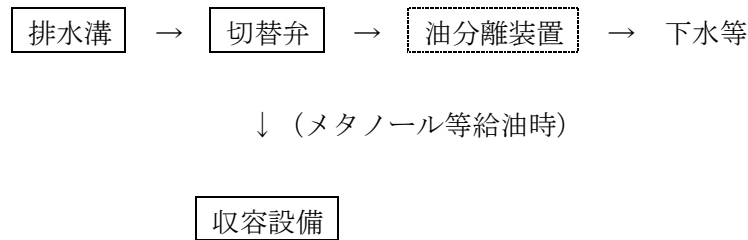
↓ (メタノール等給油時)



- ii メタノール等のみを取り扱う給油取扱所

メタノール等の給油以外の危険物の取扱いがある場合があるため、油分

離装置に接続するようにすること。



(い) 切替弁は、次のとおりとすること。

- i 流れ方向が表示されるものであること。
- ii 操作しやすい位置に設けられたピット内に設置すること。

(う) 収容設備は、次のとおりとすること。

- i 容量は、100 リットル以上とすること。
- ii ためます、地盤面下に埋設された鋼製又は強化プラスチック製のタンク等漏れたメタノール等を収容できる構造とすること。
- iii 通気管及び収容設備内の危険物等をくみ上げるためのマンホールその他の設備を設けること。

(え) 給油空地のうちメタノール等を取り扱う固定給油設備のホース機器の周囲の部分と給油空地のうちメタノール等以外の危険物を取り扱う固定給油設備のホース機器の周囲の部分及び注油空地（以下「その他の給油空地等」という。）とにそれぞれ専用の排水溝を設ける場合には、メタノール等を取り扱う固定給油設備のホース機器の周囲の部分に設ける専用の排水溝には切替弁及び収容設備を設け、その他の給油空地等の周囲に設ける専用の排水溝には油分離装置のみを設けることとして差し支えないこと。この場合において、固定給油設備等のホース機器は、それぞれの存する給油空地のうちメタノール等を取り扱う固定給油設備のホース機器の周囲の部分又はその他の給油空地等に設けられた専用の排水溝（メタノール等を取り扱う固定給油設備のホース機器とメタノール等以外の危険物を取り扱う固定給油設備等のホース機器との間に存する部分に限る。）との間に第 15-2 表の距離を保つこと。（第 15-13 図の L 部分）

〔第 15-2 表 固定給油設備等と排水溝との距離〕

最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長	距 離
3 メートル以下	4 メートル以上
3 メートルを超え 4 メートル以下	5 メートル以上
4 メートルを超え 5 メートル以下	6 メートル以上

注 最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長とは、それぞれ危政令第17条第1項第8号イ又は第8号の2ロに定めるものをいう。

い 専用タンクの注入口の周囲の収容設備等

(あ) 専用タンク周囲の排水溝は、メタノール等の専用タンクの注入口のみの周囲に設けること。ただし、当該排水溝に油分離措置を接続する場合にあっては、メタノール等の専用タンクの注入口及びメタノール等以外の危険物の専用タンクの注入口の周囲に排水溝を設けて差し支えないものであること。
(第15-13図参照)

(い) 注入口の周囲の排水溝は、移動タンク貯蔵所からのメタノール等の注入時に、当該注入口又は移動タンク貯蔵所の注入ホース若しくは吐出口からメタノール等が漏れた場合、漏れたメタノール等を収容できるように設けること。

(う) 排水溝、切替弁及び容量4,000リットル以上の収容設備の接続は、次のとおりとすること。(第15-13図参照)

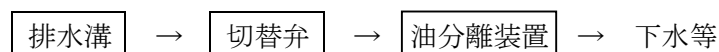
i メタノール等の専用タンクの注入口のみの周囲に排水溝を設ける場合



↓ (メタノール等給油時)

収容設備

ii メタノール等の専用タンクの注入口及びメタノール等以外の専用タンクの注入口の周囲に排水溝を設ける場合



↓ (メタノール等給油時)

収容設備

(え) 切替弁は、次のとおりとすること。

- i 流れ方向が表示されるものであること。
- ii 操作しやすい位置に設けられたピット内に設置すること。

(お) 収容設備は、次のとおりとすること。

- i 地盤面下に埋設された鋼製又は強化プラスチック製のタンク等とするこ

と。

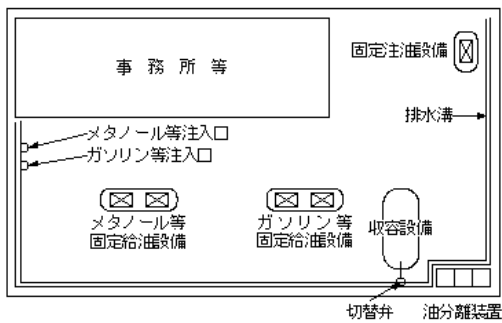
- ii 通気管及び収容設備内の危険物等を汲み上げるためのマンホールその他の設備を設けること。

(か) 危政令第 17 条第 2 項第 11 号の上部に上階を有する屋内給油取扱所においては、危規則第 25 条の 10 第 2 号の設備を排水溝及び収容設備とみなすことができるものであること。

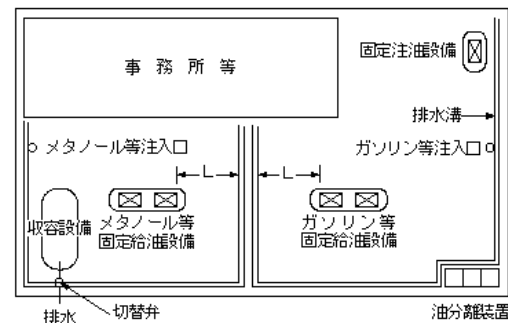
う 収容設備等の兼用

注入口の周囲に設ける排水溝、切替弁及び容量 4,000 リットル以上の収容設備は、給油空地等の周囲に設ける排水溝、切替弁及び収容設備と兼ねることができるものであること。(第 15-13 図参照)

例 1 給油空地等の周囲に排水溝等を設ける場合
(注入口に係る排水溝等と兼用) の例

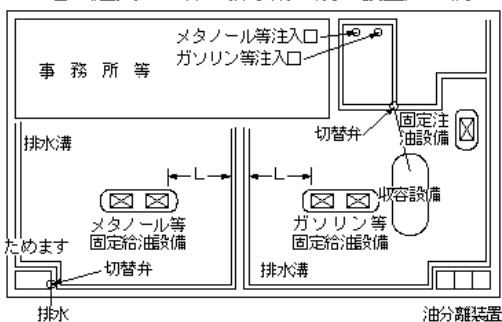


例 2 メタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地等の周囲にそれぞれ排水溝を設ける場合
(注入口に係る排水溝等と兼用) の例



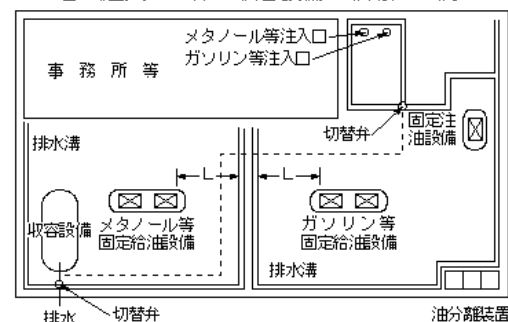
注：Lは、最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた距離とすること。

例 3 メタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地等の周囲にそれぞれ排水溝を設ける場合
(注入口に係る排水溝を別に設置) の例



注：Lは、最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた距離とすること。

例 4 メタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地等の周囲にそれぞれ排水溝を設ける場合
(注入口に係る収容設備を兼用) の例



注：Lは、最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた距離とすること。

第15-13図 メタノール等を取り扱う給油取扱所における排水溝、切替弁、油分離装置及び収容設備の接続例

(イ) 専用タンク等の開口部

メタノールを取り扱う専用タンク又は簡易タンクに設ける注入口及び通気管以

外の開口部（マンホール、点検口等）にあつては、施錠されている等通常開放できない構造とすること。

(ウ) メタノール検知装置

あ メタノールを取り扱う専用タンクをタンク室に設置する場合に専用タンクの周囲に設けるメタノールの漏れを検知することができる装置（以下「メタノール検知装置」という。）には、メタノールの蒸気を検知する装置又はメタノールの水溶液を検知する装置があること。

い メタノールを取り扱う専用タンクをタンク室に設置する場合であつて、専用タンクの周囲に液体の危険物の漏れを検査するための管（漏えい検査管）を設ける場合には、当該管にメタノール検知装置を取り付けることができること。

(エ) 専用タンクの注入口の弁及び過剰注入防止設備

メタノールを取り扱う専用タンクの注入口に設けられる危険物の過剰な注入を自動的に防止する設備により、注入口にホースが緊結されていないときに当該注入口が閉鎖状態となる場合には、当該注入口には弁を設けないこととして差し支えないこと。

(オ) 専用タンク等の通気管

あ メタノールを取り扱う専用タンク又は簡易タンクの通気管に設ける引火防止装置は、クリンプトメタル方式のものとする事。

い メタノールを取り扱う専用タンクの通気管には、可燃性蒸気を回収する設備を設けることが望ましいこと。

(2) その他の留意事項

ア メタノール 50 パーセントと第一石油類のうち非水溶性液体に該当する危険物 50 パーセントの混合物（第一石油類のうち非水溶性液体に該当）を自動車に給油する給油取扱所は、メタノール等を取り扱う給油取扱所に該当するものであること。（平成9年10月22日消防危第104号質疑）

イ メタノールを含有する燃料を給油取扱所において取り扱う場合には、メタノールの含有率にかかわらず、メタノール等を取り扱う給油取扱所において行うことが必要であること。（平成11年8月3日消防危第72号通知）

ウ メタノールを取り扱う専用タンク

メタノールを取り扱う専用タンクの位置、構造及び設備は、次によること。

(ア) メタノールを取り扱う専用タンクは、危政令第13条第1項本文の例により地盤下面に設けられたタンク室に設置し、又は同条第2項の例により、鋼板を間げきを有するように取り付け又は強化プラスチックを間げきを有するよう被覆したものをタンク室以外の場所に設置しなければならないこと。（平成6年3月11日消防危第21号通知）

(イ) 地下に設ける専用タンクは、メタノールと灯油が混合するのを防止する必要か

ら、中仕切りをして灯油と同一タンクに貯蔵しないようにすること。

(ウ) メタノールを取り扱う専用タンクには、危険物の量を自動的に表示する装置を設けることとし、計量口を設けることはできないものであること。(平成6年3月11日消防危第21号通知)

エ メタノールを含有するものを取り扱う専用タンク

メタノールを含有するものを取り扱う専用タンクの位置、構造及び設備は、メタノールを取り扱う専用タンクの例によること。

(3) メタノール等の屋内給油取扱所

メタノール等を取り扱う給油取扱所に係る危政令第17条第4項の規定による同条第2項の基準を超える特例として、①メタノールを取り扱う専用タンクには、危険物の量を自動的に表示する装置を設けることとし、計量口を設けることはできないこととする部分、②メタノールを取り扱う専用タンクの注入口に危険物の過剰な注入を自動的に防止する設備を設けることとする部分及び③メタノールを取り扱う簡易タンクの注入口に弁を設けることとする部分を除き、メタノール等を取り扱う屋外給油取扱所に係る危政令第17条第1項に掲げる基準を超える特例と同様な規定が定められている。これは、上記①及び②の事項については、危政令第17条第2項第3号の2及び第4号の規定がそれぞれ適用され、また、上記③の事項については、同項第2号により屋内給油取扱所には簡易タンクの設置が認められていないので規定する必要がないためであること。(平成6年3月11日消防危第21号通知)

7 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所

(1) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について(平成10年3月13日消防危第25号通知)

ア 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の定義等

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所とは、顧客に自ら自動車若しくは原動機付自転車に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰め替えさせることができる給油取扱所をいうものであること。この場合において、自動二輪車は自動車に含まれるものであること。また、当該給油取扱所では、顧客にガソリンを容器に詰め替えさせること及び灯油又は軽油をタンクローリーに注入させることは行えないものであること。

イ 顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準

(ア) 表示

あ 危規則第28条の2の5第1号に規定する「顧客が自ら給油等を行うことができる給油取扱所である旨の表示」は、「セルフ」、「セルフサービス」等の記載、看板の提示等により行うことで差し支えないこと。

なお、一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる営業形態の給油取扱所にあつては、当該時間帯等にその旨を表示すること。

い 危規則第 28 条の 2 の 5 第 5 号イに規定する顧客用固定給油設備等である旨の表示方法は、顧客用固定給油設備等又はアイランドに設置されている支柱等への「セルフ」、「セルフサービス」等の記載、看板の提示等により行うことで差し支えないこと。

なお、一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる固定給油設備等にあっては、当該時間帯等にはその旨を、それ以外の時間帯等には従業員が給油等をする旨を表示すること。

う 危規則第 28 条の 2 の 5 第 5 号イに規定する地盤面等への表示は、普通自動車等の停止位置として長さ 5 メートル、幅 2 メートル程度の枠を、灯油又は軽油の容器の置き場所として 2 メートル四方程度の枠を、地盤面等にペイント等により表示すること。

え 危規則第 28 条の 2 の 5 第 5 号ロに規定する使用方法の表示は、給油開始から終了までの一連の機器の操作を示すとともに、「火気厳禁」、「給油中エンジン停止」、「ガソリンの容器への注入禁止」等保安上必要な事項を併せて記載すること。

なお、「直近の位置」とは顧客用固定給油設備等本体（懸垂式のものにあつては、近傍の壁等）をいうものであること。

お 危規則第 28 条の 2 の 5 第 5 号ロに規定する危険物の品目の表示で、エンジン清浄剤等を添加した軽油を別品目として販売する場合において、これを軽油の範囲で区分するときに、文字には「プレミアム軽油」を、色に「黄緑」を用いて差し支えないものであること。

か 危規則第 28 条の 2 の 5 第 5 号ハに規定する顧客用固定給油設備等以外の固定給油設備等の表示方法は、固定給油設備等、アイランドに設置されている支柱等への「フルサービス」、「従業員専用」等の記載、看板の提示等により行うことで差し支えないこと。

き 表示については必要に応じて英語の併記等を行うこと。

(イ) 危規則第 28 条の 2 の 5 第 2 号及び第 3 号に規定する顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備（以下「顧客用固定給油設備等」という。）の構造は、「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について」(平成 10 年 3 月 13 日消防危第 25 号通知)によること。

なお、危険物保安技術協会において、顧客用固定給油設備等に係る試験確認業務を実施するとともに、当該試験確認に合格した顧客用固定給油設備等に対しては型式試験確認済証が貼付されるので、設置にあたっては試験合格品を使用するよう指導すること。

(ウ) 危規則第 28 条の 2 の 5 第 4 号イに規定する「自動車等の衝突を防止するための措置」としては、車両の進入・退出方向に対し、固定給油設備等からの緩衝空間

が確保されるよう、ガードポール又は高さ 150 ミリメートル以上のアイランドを設置するもの等があること。

なお、当該措置は、すべての固定給油設備等に対して行うことを要するものであること。

(エ) 危険物の漏えい拡散防止措置

危規則第 28 条の 2 の 5 第 4 号ロに規定する「危険物の漏えいの拡散を防止するための措置」は、次によること。

なお、当該措置は、すべての固定給油設備等に対して行うことを要するものであること。

あ 立ち上がり配管遮断弁の設置又は逆止弁の設置（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備等の場合を除く。）によること。

い 立ち上がり配管遮断弁は、一定の応力を受けた場合に脆弱部がせん断されるとともに、せん断部の双方を弁により遮断することにより、危険物の漏えいを防止する構造のものとし、車両衝突等の応力が脆弱部に的確に伝わるよう、固定給油設備等の本体及び基礎部に堅固に取り付けること。

う 逆止弁は、転倒時にも機能する構造のものとし、固定給油設備等の配管と地下から立ち上げたフレキシブル配管の間に設置すること。

(オ) 顧客監視用制御卓等

危規則第 28 条の 2 の 5 第 6 号に規定する制御卓その他の設備は、次によること。

あ 危規則第 28 条の 2 の 5 第 6 号イに規定する「直接視認できる」とは、給油中にされる自動車等の不在時において顧客用固定給油設備等における使用状況を目視できることをいうものであること。

い 危規則第 28 条の 2 の 5 第 6 号ロに規定する「監視設備」とは、モニターカメラ及びディスプレイをいう。また「視認を常時可能とする」とは、必要な時点において顧客用固定給油設備等の使用状況を即座に映し出すことができるものをいうものであること。

う 危規則第 28 条の 2 の 5 第 6 号ハに規定する「制御装置」には、給油等許可スイッチ及び許可解除のスイッチ並びに顧客用固定給油設備等の状態の表示装置が必要であること。

なお、顧客用固定給油設備等を、顧客が要請した油種のポンプだけを起動し、顧客が当該油種のノズルを使用した場合に給油等を開始することができる構造としたもので、制御卓で油種設定をする構造のものにあっては、油種設定のスイッチを併せて設置すること。

え 危規則第 28 条の 2 の 5 第 6 号ニに規定する「制御装置」とは、緊急停止スイッチをいうものである。また「火災その他の災害に際しすみやかに操作することができる箇所」とは、給油空地等に所在する従業員においてもすみやかに操

作することができる箇所をいうものであり、給油取扱所の事務所の給油空地に面する外壁等がこれに該当するものであること。

お 危規則第 28 条の 2 の 5 第 6 号ホに規定する「顧客と容易に会話することができる装置」としては、インターホンが該当すること。この場合、インターホンの顧客側の端末は、顧客用固定給油設備等の近傍に設置すること。

なお、懸垂式の固定給油設備等にあつては、近傍の壁面等に設置すること。

か 制御卓には、固定消火設備の起動装置を設置すること。起動スイッチは透明なふたで覆う等により、不用意に操作されないものであるとともに、火災時にはすみやかに操作することができるものであること。

き 制御卓は、顧客用固定給油設備等を分担することにより複数設置して差し支えないこと。この場合、すべての制御卓に、すべての固定給油設備等への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置を設置する必要があること。

(2) その他の留意事項

ア 危規則第 28 条の 2 の 5 から第 28 条の 2 の 7 までに規定される基準は、危政令第 17 条第 1 項から第 4 項までに掲げる基準の特例であるため、特例を定めない事項については、危政令第 17 条第 1 項から第 4 項までの基準が適用になるものであること。

(平成 10 年 2 月 25 日消防危第 16 号通知)

イ コンビニエンスストアが併設されている給油取扱所において、制御卓が設置されている場所にレジを設置し監視者がレジ業務を兼ねる場合で、顧客自らによる給油作業等の監視・制御及び顧客に対する必要な指示が行えることが確保される形態のものは、認めて差し支えないこと。(平成 10 年 10 月 13 日消防危第 90 号質疑)

ウ 放送機器の機能を有する有線放送設備のうち、有線放送よりも指示の放送が優先されるものは、顧客の給油作業等について必要な指示を行う放送機器として認めて差し支えないこと。(平成 10 年 10 月 13 日消防危第 90 号質疑)

根拠法	危政令	根拠条文	第 18 条	処分権者	消防長
-----	-----	------	--------	------	-----

第 16 販売取扱所

1 販売取扱所の定義

- (1) 販売取扱所は、店舗において容器入りのままで販売するため危険物を取り扱う取扱所であるので、原則として店頭において直接顧客に販売する形式のものをいい、電話注文により容器を配達するような形態のものは、屋内貯蔵所として規制をするものであること。
- (2) 販売取扱所では、危険物の詰替えはできないこと。ただし、屋外貯蔵所において貯蔵できる危険物である場合にあっては、詰替えをしても差し支えないこと。(昭和 42 年 1 月 30 日自消丙予発第 7 号通知)
- (3) 販売取扱所のうち取り扱う危険物の指定数量の倍数が 15 以下のものを第 1 種販売取扱所といい、指定数量の倍数が 15 を超え 40 以下のものを第 2 種販売取扱所という。

2 共通事項

(1) 取扱数量

販売取扱所の危険物の取扱数量は、1 日における販売量ではなく、保有量により算定するものであること。

(2) 標識及び掲示板

危政令第 18 条第 1 項第 2 号に規定する「標識及び掲示板」は、製造所の例によること。

(3) 床の構造

販売取扱所については、危険物を配合する室以外の床の規制はないが、耐火構造又は不燃材料とし、危険物が浸透しない構造とすること。

(4) 採光、照明の設備

販売取扱所については、危険物を取り扱うために必要な採光、照明の設備について特段の規定はないが、製造所の例により設置するよう指導すること。

(5) 雨よけ又は日よけ

販売取扱所に雨よけ又は日よけを設ける場合には、支柱及び柱等は不燃材料とし、覆いは難燃性以上の防火性能を有するものとするができること。

(6) 事務室等

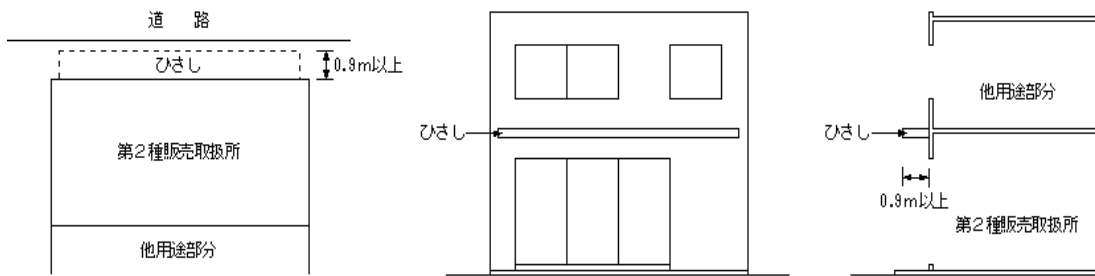
販売取扱所に事務室その他業務に必要な室を設ける場合は、次によること。

ア 耐火構造又は不燃材料で造った壁で区画すること。

イ 出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の防火設備を設けること。

ウ 出入口にガラスを用いる場合は、網入ガラスとすること。

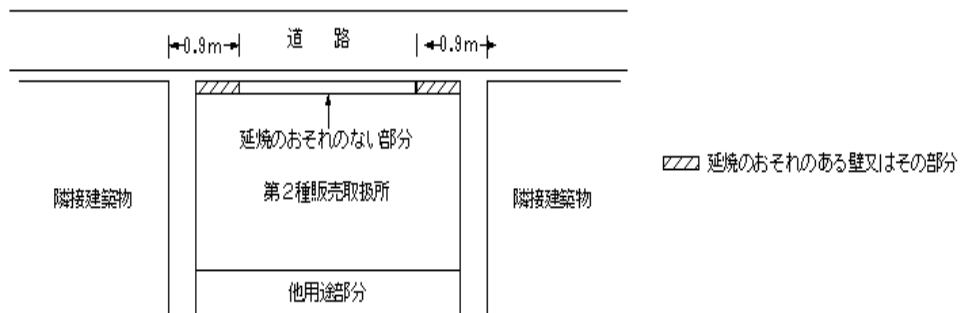
エ 店舗部分とを区画する壁に窓を設ける場合には、はめごろし戸である防火設備と



第16-2図 上階への延焼を防止するための措置例

(3) 延焼のおそれのない部分 (昭和46年7月27日消防予第106号通知)

危政令第18条第2項第3号に規定する「延焼のおそれのない部分」とは、同項第4号に規定する「延焼のおそれのある壁又はその部分」以外の部分をいうものであり、「延焼のおそれのある壁又はその部分」については、製造所でいう「延焼のおそれのある外壁」の例によること。ただし、販売取扱所の外壁のうち道路に面する側については、当該販売取扱所の両側に近接する建築物との間隔が0.9メートル以上である販売取扱所の部分は、延焼のおそれのない部分として運用して差し支えないこと。(第16-3図参照)



第16-3図 延焼のおそれのある壁又はその部分及び延焼のおそれのない部分の例

根拠法	危政令	根拠条文	第 16 条	処分権者	消防長
-----	-----	------	--------	------	-----

第 1 7 移送取扱所

未制定

根拠法	消防法	根拠条文	第 10 条第 3 項	処分権者
-----	-----	------	-------------	------

第 18 換気設備等

1 共通事項

換気設備、排出設備の設置基準は、第 18-1 表によるほか次によること。(ろ)

- (1) 換気ダクト及び排出ダクトは不燃材料で造られたものであること。
- (2) 壁、床、天井又は屋根を耐火構造としなければならない部分に給気口及び換気口を設ける場合又は換気ダクトを貫通させる場合には、当該部分に温度ヒューズ付の防火ダンパーを設けること。なお、防火ダンパーを壁等の貫通部に設けられない場合にあつては、当該貫通部にできるだけ近い位置に設けること。
- (3) 換気口及び給気口には、細目の銅網等による引火防止装置を設けること。ただし、防火ダンパーを設けた場合には、引火防止装置を設けなくても差し支えないこと。

2 換気設備

- (1) 換気設備とは、室内の空気を有効に置換するとともに、室温を上昇させないためのものであり、給気口と換気口を備えたものをいい、次のように区分される。
 - ア 自然換気設備とは、給気口と換気口により構成されたものをいう。
 - イ 強制換気設備とは、給気口と回転式又は固定式ベンチレーターにより構成されたものをいう。
 - ウ 自動強制換気設備とは、給気口と自動強制排風機により構成されたものをいう。
- (2) 次の 3 により可燃性蒸気等排出設備を設置した場合で、室内の空気を有効に置換することができ、かつ、室温が上昇するおそれのない場合には、換気設備を省略することができるものであること。

3 可燃性蒸気等排出設備

- (1) 可燃性蒸気等排出設備とは、自動強制排風機又は回転式ベンチレーター等により、強制的に可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋外の高所に排出する設備をいうものであり、次のように区分される。
 - ア 強制排出設備とは、回転式又は固定式ベンチレーター、排出ダクト、フード等により構成されたものをいう。
 - イ 自動強制排出設備とは、自動強制排風機、排出ダクト、フード等により構成されたものをいう。
- (2) 可燃性蒸気等排出設備の能力に応じた給気口を設けること。
なお、当該給気口は、室内の空気を有効に置換できる位置に設けること。
- (3) 可燃性蒸気等排出設備の排出ダクトは専用とすること。
- (4) 排出ダクトの下端は、貯留設備の上部で、かつ、床面から 20 センチメートル以下とすること。ただし、危険物を大気にさらす状態で取り扱う設備にあつては、当該設備

から放出される可燃性の蒸気又は微粉を有効に排出できるように設けること。

(5) ポンプ室に設ける自動強制排出設備は、ポンプ設備に通電中これに連動して作動するものとする。

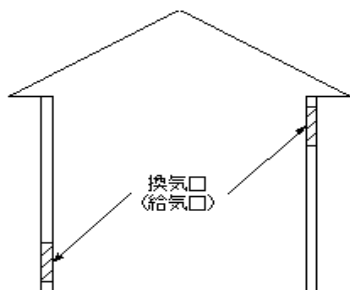
〔第 18-1 表 換気設備・排出設備の設置基準等〕(ろ)

施設	設備の別	基準	種類	換気口又は排出口の位置
製造所 及び 一般取扱所	換気設備	すべて	自然、強制又は 自動強制換気 設備	換気が十分にできる位置
	排出設備	引火点 40 度未満の危険物又は引火点以上の温度状態にある危険物を大気にさらす状態で貯蔵し、又は取り扱う建築物(当該危険物を貯蔵し、又は取り扱う部分が壁によって区画されている場合にあつては、当該区画された部分)	自動強制排出 設備	軒高以上又は地上高 4 メートル以上
屋内貯蔵所、屋内タンク貯蔵所及び簡易タンク貯蔵所	換気設備	すべて	自然、強制又は 自動強制換気 設備	換気が十分にできる位置
	排出設備	引火点が 70 度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物	自動強制排出 設備又は強制 排出設備(引火 点が 40 度以上 の危険物)	地上高 4 メートル以上(平屋建は屋根上)
屋外タンク貯蔵所、 屋内タンク貯蔵所及 び地下タンク貯蔵所 のポンプ室	換気設備	すべて	自然、強制又は 自動強制換気 設備	換気が十分にできる位置
	排出設備	引火点 40 度未満の危険物を取り扱うポンプ室	自動強制排出 設備	地上高 4 メートル以上(平屋建は屋根上)

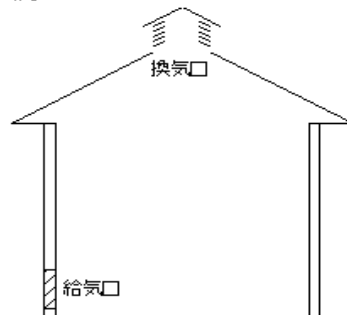
	換気設備	すべて	自然、強制又は自動強制換気設備	換気が十分にできる位置
給油取扱所のポンプ室等	排出設備	引火点 40 度未満の危険物を取り扱うポンプ室、自動車等の整備室（ピットを有するもの）	自動強制排出設備	軒高以上又は地上高 4 メートル以上
販売取扱所	排出設備	引火点が 40 度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う配合室	自動強制排出設備	地上高 4 メートル以上（平屋建は屋根上）

[第 18-1 図 換気設備の設置例]

例 1

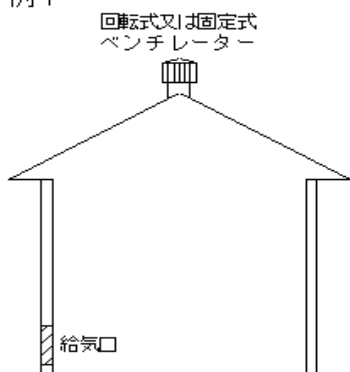


例 2

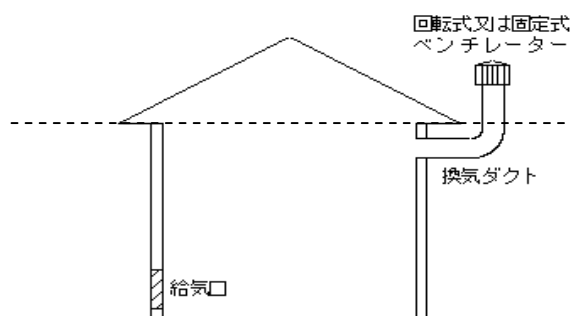


第 18-1 図 自然換気設備の例

例 1

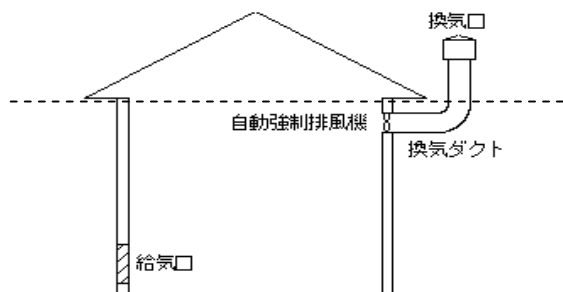


例 2

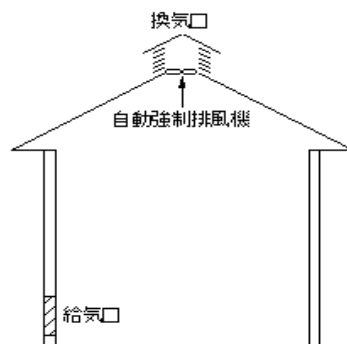


第 18-2 図 強制換気設備の例

例 1



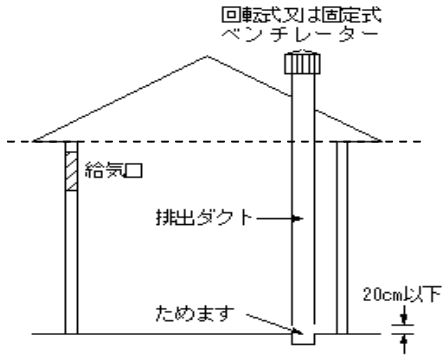
例 2



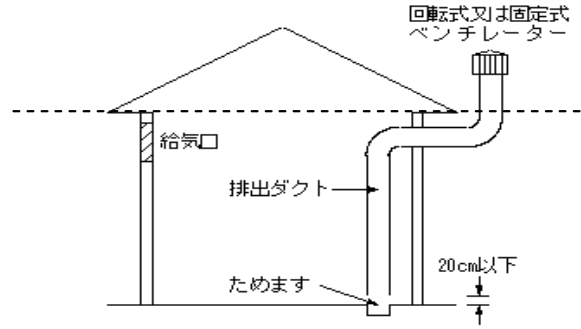
第 18-3 図 自動強制換気設備の例

[第 18-2 図 可燃性蒸気等排出設備の設置例]

例 1

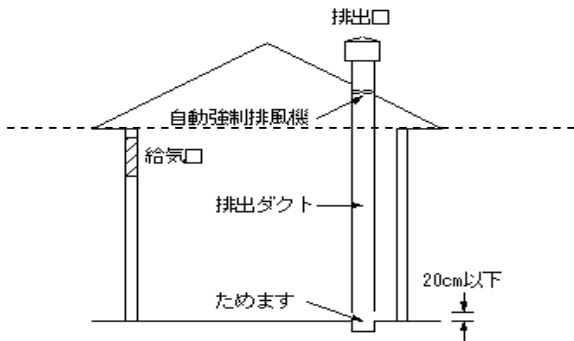


例 2

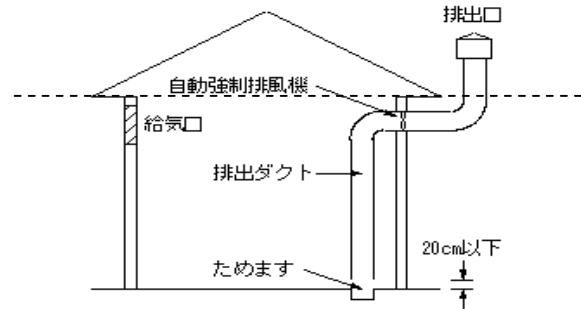


第 18-4 図 強制排出設備の例

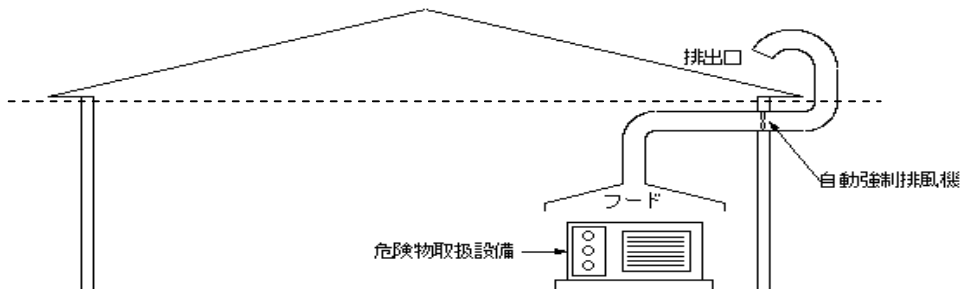
例 1



例 2



例 3



第 18-5 図 自動強制排出設備の例